

奈良県告示第三百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

令和二年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（令和二年十二月二日現在の地番による。）

桜井市大字粟殿三七八番の一部

二 申請者氏名 細山商事株式会社 代表取締役 細山和郁

三 申請者住所 橿原市内膳町一丁目一番三号

四 道路の幅員 五・〇メートル

五 道路の延長 二〇・七三メートル

六 指定年月日 令和二年十二月九日

七 指定番号 中土第R〇二〇五号